

【表紙】	
【提出書類】	変更報告書(7)
【根拠条文】	法第27条の25第1項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	祝田法律事務所 弁護士 川村一博
【住所又は本店所在地】	東京都千代田区丸の内3-4-1 新国際ビル9階
【報告義務発生日】	2026年7月1日
【提出日】	2026年7月8日
【提出者及び共同保有者の総数 (名)】	1
【提出形態】	その他
【変更報告書提出事由】	保有目的の変更、重要提案行為等の変更、当該株券等に関する担保契約等重要な契約の変更

## 第1【発行者に関する事項】

発行者の名称	株式会社カカコム
証券コード	2371
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所

## 第2【提出者に関する事項】

## 1【提出者（大量保有者） / 1】

## (1)【提出者の概要】

## 【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（ケイマン諸島法人）
氏名又は名称	オアシス マネジメント カンパニー リミテッド (Oasis Management Company Ltd.)
住所又は本店所在地	ケイマン諸島、KY1-1104、グランド・ケイマン、ウグランド・ハウス、私書箱309、メイプルズ・コーポレート・サービス・リミテッド
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

## 【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

## 【法人の場合】

設立年月日	2011年6月16日
代表者氏名	フィリップ・メイヤー (Phillip, Meyer)
代表者役職	ジェネラル・カウンセル (General Counsel)
事業内容	顧客またはファンドの資産管理

## 【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区丸の内3-4-1 新国際ビル9階 祝田法律事務所 弁護士 川村一博
電話番号	03-5218-2084

## (2) 【保有目的】

提出者は、発行者におけるコーポレートガバナンスの改善及び発行者の企業価値と株主価値の保護、向上を目的として、金融商品取引法施行令（以下「施行令」という。）第14条の8の2第1項第10号（発行する有価証券の取引所金融商品市場への上場の廃止）及び第12号（株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令（以下「大量保有府令」という。）第16条第1号（資本政策に関する重要な変更）及び第4号（発行者以外の者による発行者の株券の取得であって、当該取得後に、発行者以外の者が所有することになる議決権が過半数を超えることとなるもの））に関する事項について、発行者に対して提案を行っている。

提出者は、発行者におけるコーポレートガバナンスの改善及び発行者の企業価値と株主価値の保護、向上を目的として、今後12か月の間に、施行令第14条の8の2第1項第1号（重要な財産の処分又は譲受け）、第3号（代表取締役若しくは代表執行役の選定若しくは解職又は執行役員の選任若しくは解任）、第4号（特定の者の役員への選任）、第5号（役員の構成の重要な変更（役員の数又は任期に係る重要な変更を含む。））、第7号（事業の全部又は一部の譲渡、譲受け、休止又は廃止）、第8号（配当に関する方針の重要な変更）、第10号（発行する有価証券の取引所金融商品市場への上場の廃止）及び第12号（大量保有府令第16条第1号（資本政策に関する重要な変更）及び第4号（発行者以外の者による発行者の株券の取得であって、当該取得後に、発行者以外の者が所有することになる議決権が過半数を超えることとなるもの））に関する事項について、発行者に対して提案を行う予定である。

## (3) 【重要提案行為等】

株主価値を守るため、重要提案行為を行うことがある。  
詳細については、上記「(2) 保有目的」に記載のとおりである。

## (4) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

## 【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号	法第27条の23 第3項第3号
株券又は投資証券等（株・口）			38,700,648	
新株予約権証券又は新投資口 予約権証券等（株・口）	A	-	H	O
新株予約権付社債券（株）	B	-	I	P
対象有価証券カバードワラント	C		J	Q
株券預託証券				
株券関連預託証券	D		K	R
株券信託受益証券				
株券関連信託受益証券	E		L	S
対象有価証券償還社債	F		M	T
他社株等転換株券	G		N	U
合計（株・口）	V	W	X 38,700,648	Y
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	Z			
共同保有者間で引渡請求権等 の権利が存在するものとして 控除する株券等の数	AA			
保有株券等の数（総数） （V+W+X+Y-Z-AA）	AB			38,700,648

株券、株券預託証券及び株券 信託受益証券のうち保有潜在 株券等の数に加算すべきもの の数	AC
保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L +M+N+O+P+Q+R+S+T+U+AC)	

## 【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (2026年3月31日現在)	AD	198,218,300
提出者及び共同保有者の保有潜在株券等の 数	AE	
保有潜在株券等のうち共同保有者間で引渡 請求権等の権利が存在するものとして控除 する潜在株券等の数	AF	
上記提出者の株券等保有割合(%) (AB/(AD+AE-AF)×100)		19.52
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		19.52

## (5) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価

## (6) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

提出者並びに提出者の一部関連ファンド又は関連エンティティ(以下、総称して「Oasis」という。)は、BCPE Blitz Cayman, L.P.(以下「本公開買付者」という。)との間で、本公開買付者が実施することを検討している公開買付け(以下「本公開買付け」という。)に関し、本公開買付者が本公開買付けを開始する場合、本公開買付者が本公開買付けを開始する時点でOasisが保有する発行者の普通株式(以下「本株式」という。)について、本公開買付けに応募する旨の応募契約(以下「本応募契約」という。)を2026年7月1日付で締結した。

本応募契約において、Oasis及び本公開買付者は、(1)本公開買付けの買付価格(以下「本公開買付価格」という。)を1%以上上回り、発行者の全株式の取得を目的とする第三者による公開買付けが開始された場合又は本公開買付価格を1%以上上回る価格による本株式全ての取得を行う真摯かつ具体的な取引の提案をOasisが受領した場合の一定の手続を経た上での応募義務の不存在、(2)抵触行為(本公開買付けその他本応募契約で企図される取引と競合、矛盾若しくは抵触する取引又はそのおそれのある一切の行為)に関する積極的な誘引行為の禁止(但し、第三者から誘引行為を受けた場合の継続協議は制限されない。)、(3)抵触行為に関する誘引行為を受けた際の通知及び協議義務、並びに(4)株主権の行使の制限などについて合意をしている。

なお、本公開買付者は、各国の競争法を含む法令等に基づき必要とされる許認可等が得られること若しくはそれが合理的に見込まれること等を本公開買付け開始の前提条件としているところ、2026年7月1日時点で、発行者からの適切な協力が得られることを前提に、本公開買付けの開始時期は2026年9月頃を見込んでいるとのことである。

## (7) 【保有株券等の取得資金】

## 【取得資金の内訳】

自己資金額(AG)(千円)	
借入金額計(AH)(千円)	
その他金額計(AI)(千円)	86,021,486

上記(AI)の内訳	ファンドの資金
取得資金合計(千円)(AG+AH+AI)	86,021,486

【借入金の内訳】

名称(支店名)	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額(千円)

【借入先の名称等】

名称(支店名)	代表者氏名	所在地